手 数 料 表

求人受理時の事務費用0円とします。

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】

成功報酬

(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30%

(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間 が1年を超える場合は最大1年間分)に 支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% 手数料負担者は 求人者 とします。

求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス

【職業紹介の付加サービス】

成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内 定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50%

手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返金の取り扱い

短期退職時の手数料の取扱い

求職者が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期 退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された 金額を払い戻すこととします。

- 2週間未満で退職した場合 100%に相当する額
- 1ヶ月未満で退職した場合 70%に相当する額
- 3ヶ月未満で退職した場合 30%に相当する額
- 6ヶ月未満で退職した場合 5%に相当する額